# 確定申告書等は、自分で正しく作成して、早めに提出しましょう

**問昭和税務署 ☎ 052-881-8171** 記事ID 3311



所得税及び復興特別所得税の確定申告、贈与税の申告書の提出期限・納付期限は3月15日(水)、個人事業者の消費税および 地方消費税の確定申告書の提出期限・納付期限は3月31日(金)です。

※確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。市民税・県民税の申告については、広報1月号の18ページ に掲載しています。詳しくは、税務課(56-0608)まで。

## 長久手市会場

#### 1. 税理士による無料相談

- 対事業所得や不動産所得などがある人(株・土地・建物などの譲渡所得や贈与税 の申告がある人は受付できません)
- 場 JAあいち尾東長久手支店2階(岩作城の内)
- **闘 2月16日(木)~2月28日(火)(土・日を除く)** 受付時間 9:00~15:00(早めに締め切る場合があります。) 申告時間 9:30~16:00(12:00~13:00は受付のみ)
- 2. 市職員による受付
- 対 申告書A(給与・雑所得(年金を含む)・配当・一時所得)を使用して申告できる人
- 場 JAあいち尾東長久手支店2階(岩作城の内)
- 時 2月16日(木)~3月15日(水)(土・日を除く) ※3月6日(月)は開催しません。 受付時間 9:00~15:00

申告時間 9:30~16:00(12:00~13:00は受付のみ)

- ※作成済みの申告書の検算は行いません。
- ※申告書への収受印の押印はできません。
- ※申告期間中、市役所税務課窓口では確定申告に関する相談を受け付けていま せん。税務署にお問い合わせください。
- ※会場は大変混雑しますので、長時間お待ちいただくことがあります(番号札をお 配りし、番号順にお呼びします。来場者が多数の場合は、人数を制限し、受付時 間内であっても早めに締め切る場合があります)。午前中に受付をしても、来場 者多数の場合は案内が午後になります。ご了承ください。
- ※市役所駐車場をご利用ください。

# 申告会場が市役所からJAあいち尾東 長久手支店になりました。



## 会場についての問い合わせ先

- ·税務課 🕿 56-0608
- ·申告会場内携帯電話 080-6783-6892

(混雑状況により出られない場合があります)

JAあいち尾東長久手支店へのお問い合わせ はご遠慮ください。

## 雷気文化会館会場

- 時 2月14日(火)~3月15日(水)(土・日を除く) 9:15~17:00(受付は16:00まで) 2月19日(日)、2月26日(日)は開催します。
- 場 電気文化会館5階 (名古屋市中区栄2丁目2番5号 地下鉄「伏見」駅4番出口から徒歩2分)
- ※会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があり ます。
- ※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してく ださい。
- ※上記期間は税務署では相談を行いません。

## 申告書の作成は国税庁ホームページで!

確定申告書等は自宅で作って、郵送で提出できます。国税 庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、 24時間いつでも所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色 申告決算書などが作成でき、プリントアウトした申告書等をそ のまま郵送できます。入力したデータをもとに税額などが自 動計算されますので計算ミスが無くなります。データを保存 することもできます。

また、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で申告すれば、 税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。 e-Taxで申告するには事前に登録、手続きが必要です。

## 所得税の確定申告をしなければならない人

■ 事業所得・不動産所得・一時所得(生命保険の満期金など)等

その年中の事業所得など各種所得金額の合計額が社会 保険料控除など各種所得控除額の合計額を超える人

#### ■ 給与所得がある場合

- ・その年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以 外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整をされなか った給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得 金額との合計額が20万円を超える人

## ■ 年金所得がある場合

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引く と残額がある人(ただし、公的年金等の収入金額が400万円 以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金 額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません)。 ※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合 であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるた めには、確定申告書を提出する必要があります。

#### ■ 譲渡所得がある場合

土地や建物などを売った時(交換を含む)は、確定申告が必 要です。